

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二〇号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であつて、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者を加えようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の拡大

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)を加える。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、改正後の遺族の範囲の拡大に関する規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。